

江東区介護事業者連絡会の要望に対する回答

	部会	要望	回答
1	介護支援専門員部会	ケアマネージャーの業務（モニタリング・担当者会議等）について、保険者として具体的な指示や考え方、緩和策を示してほしい	介護保険制度は全国一律で行っているものなので、緊急時とはいえ、区が独断で方針を示すことは困難です。この点はどうかご理解ください。コロナウイルス関連の国の緩和基準については、厚生労働省及び区のホームページに掲載しているところです。その基準に関する個別・具体的な事例についての指示の内容をホームページ上で発信することは難しいところがありますので、判断に迷うケース等がありましたら、区の担当者までお気軽にお問い合わせください。
2	介護支援専門員部会	保険者と事業所が一緒に意見を出しあえるネットワークを構築してほしい	江東区介護事業者連絡会と区が緊密な連絡、相互協力を図り、介護保険行政の円滑な推進に資するために設置されております「介護保険運営協議会」をより一層活用して、ネットワークの構築を進めていきたいと考えています。区といたしましても、今回の経験を今後に生かしたいと考えておりますので、是非一緒に考えていきたいと思っております。
3	介護支援専門員部会	感染症の拡大によりショートやデイが使用できなくなった場合における在宅介護サービス非常時のガイドラインを策定してほしい	令和2年4月7日付の厚生労働省健康局結核感染症課ほか関係所管連名の事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」等に示されているとおり、ショートステイやデイサービスが使用できなくなった場合においても、介護サービスが必要な方に必要な各種サービスが継続的に提供されるようお願いしているところです。非常時の対応につきましては、上記「2」の「介護保険運営協議会」の場を使って区と事業者が一緒になって検討していきたいと考えております。区も早期に検討作業を始めたいと考えていますので、ご協力をお願いします。
4	介護支援専門員部会	介護支援専門員を精神的・物理的に後方支援してほしい	介護支援専門員の日常の業務において不安な点や相談事項があった場合に、直接的に支援することは長寿サポートセンターの役割の1つであり、まずは各長寿サポートセンターで対応してまいります。その上で長寿サポートセンターへの助言等は区が行うなど、間接的にはありますが、区として後方支援を行ってまいります。また、物理的な支援としましては、マスクの配付や消毒液等の販売情報などの提供を行ってまいります。現在区において感染防止のための用品の取扱い業者と連絡を取っており、状況がまとまり次第、情報提供させていただきます。

	部会	要望	回答
5	介護支援専門員部会	認定調査に関して、更新の方だけでも認定期間を延ばして調査の数を減らしてほしい	コロナ禍の中、認定調査にご協力いただきありがとうございます。 現在、国からの事務連絡があり、更新申請中の方を対象として、認定調査実施が困難な場合は現在の要介護度と認定有効期間を6か月間延長できる措置をとっております。 委託事業者調査員の方々の感染リスクに日々晒されるストレスについては承知しておりますが、要介護の状態が変化している方など認定調査が必要な方も多数おりますので、今後とも認定調査にご協力いただければ幸いです。
6	訪問介護部会	利用者及び利用者家族に対し、「マスク装着・体温測定・自宅内換気」等の感染予防策の呼びかけを行ってほしい	区ホームページ及び広報物等を通じて周知を図って参ります。
7	訪問介護部会	区内のスーパー等に対し、「介護レジ・高齢者レジ」等の設置を呼びかけてほしい	高齢者や介護が必要な方だけではなく、子育て世帯や障害を有する方など様々なニーズがある状況の中、ご要望の呼びかけを行うことは難しいと考えています。ご理解ください。
8	施設部会	発熱した入所者がPCR検査を受けられるシステムを構築してほしい	PCR検査については、国（厚生労働省）の方針に基づいて実施しており、独自にシステムを構築することは困難であると考えています。検査の実施にあたっては、まずは施設医（嘱託医）にご相談いただき、検査の必要性について医師の判断を仰いでいただくようお願いいたします。
9	福祉用具部会	住改・特福の申請方法について見直しをしてほしい（窓口申請を希望する）	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、密閉空間・密集する場所・密接した会話の3密、人と人との接触を避けるという趣旨のもと、事業者の皆様には、安全面に配慮して郵送でのご提出をお願いしているところです。 現在、緊急事態宣言が延長されたこともあり、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、安全面に配慮して、事業者の皆様には大変お手数をおかけいたしますが、引き続き郵送でのご提出にご理解をお願いいたします。
10	全体	マスク等の衛生材料を区で確保し、区内事業者に優先販売してほしい	区において直接的にマスク、衛生材料等の販売を行うことはできませんが、3月30日東京都より、4月27日区より、それぞれ介護・高齢関係事業所へのマスクの緊急配布を行ったところです。今後も6月頃に、再度東京都からのマスク緊急配布が見込まれます。また、消毒用エタノールにつきましても、厚労省からの優先販売の案内は今後ともケア倶楽部にて周知を図ってまいります。現在区において感染防止のための用品の取扱い業者と連絡を取っており、状況がまとまり次第、情報提供させていただきます。

	部会	要望	回答
11	全体	介護事業所の利用者・職員から感染者が発生した場合、ケア倶楽部等の媒体を通して速やかに情報発信してほしい。または発生した事業所を通して介護支援専門員、各事業者に必要な情報が行き届くよう指導してほしい	令和2年4月7日付の厚生労働省健康局結核感染症課ほか関係所管連名の事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」等に示されているとおり、社会福祉施設等で新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、当該介護事業所から利用者家族、主治医、居宅介護支援事業所等に報告が行われることとなっています。 また、居宅介護支援事業所等は、情報提供同意書の範囲内で利用者が利用している他の居宅サービス事業者に対し、感染拡大防止の観点から情報提供がなされるものと考えています。 なお、ケアクラブへの情報掲載につきましては、利用者等の利益保護の観点もあり、現状では困難ではありますが、新型コロナウイルス感染者の連絡が介護事業所から区にあった場合は、居宅介護支援事業所を通じて、他の居宅サービス事業者との間で情報共有が図られるようお伝えしてまいります。
12	全体	区役所等で介護事業所の感染症対策窓口を設置してほしい	今般の新型コロナウイルスに係る感染症対策は、国の方針に基づき区保健所を窓口としています。窓口を一本化することで齟齬を生じさせない対応が可能となっていることなどから、引き続き基本的な感染症対策窓口は区保健所としたいと考えています。 利用者の症状等医学的な相談・判断に正しくお答えするためにも、スタッフのいる保健所にお問い合わせいただけると幸いです。
13	全体	事業者に対し、金銭的な補助をしてほしい	区内の高齢介護事業者向けに新型コロナウイルス対策経費に対する補助金を1事業所あたり30万円（最大50万円）支給予定です。事務的なご連絡は6月上旬にさせていただく予定です。 なお、事業縮小により売上が大きく減少した場合は経済産業省の持続化給付金の対象となる可能性がありますので、ホームページ (https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html) をご覧いただくか、事務局（TEL 0570-783-183）までお問い合わせください。